

# 総務文教常任委員会

令和元年6月17日（月）午前10時～  
第3委員会室

## 1 開議

## 2 事務局日程説明

## 3 議案審査

### 市長公室

- (1) 第15号議案 亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>
- (2) 第23号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>

### 生涯学習部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）  
<説明～質疑>
- (2) 第6号議案 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>
- (3) 第9号議案 亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>
- (4) 第11号議案 ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>
- (5) 第14号議案 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>

### 総務部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）  
<説明～質疑>
- (2) 第3号議案 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>

- (3) 第4号議案 亀岡市税条例の特例に関する条例の制定について  
 <説明～質疑>
- (4) 第12号議案 亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定  
 について  
 <説明～質疑>
- (5) 第13号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部を改正  
 する条例の制定について  
 <説明～質疑>
- (6) 第21号議案 京都地方税機構規約の変更について  
 <説明～質疑>
- (7) 報告第1号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
 <説明～質疑>

## 教育部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）  
 <説明～質疑>
- (2) 第5号議案 亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例の制定について  
 <説明～質疑>

## 4 討論～採決

## 5 陳情・要望について

- (1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論に  
 より、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める  
 陳情
- (2) 非核・平和施策に関する要望書
- (3) 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の  
 採択を求める陳情書
- (4) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

## 6 その他

- (1) 議会だよりの内容について（審査内容・視察報告）
- (2) 今後の委員会運営について
- (3) 次回の月例会開催について

文化センター一部屋別使用料(令和元年10月改正案)

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	冷暖房費			ガス、電気、水道等	その他
		午前 9～12時	午後 1～5時	夜間 6～10時		
人権福祉センター						
多目的利用室(会議室)(1階)	105	1,480	1,970	2,360		
料理室(厨房 1階)	50	840	1,120	1,340		
教養娯楽室(2階)	46	440	580	690		
和室(2階)	30	440	580	690		
会議室(2階)	48	440	580	690		
大会議室(2階)	143	1,480	1,970	2,360		
東部文化センター						
クッキングルーム(1階)	56	840	1,120	1,340		
ふれあいルーム(舞台側)(1階)	70	440	580	690		
ふれあいルーム(入口側)(1階)	50	440	580	690		
ふれあいルーム(全体利用)(1階)	70+50	880	1,160	1,380		
和室(2階)	50	440	580	690		
会議室1(2階)	30	440	580	690		
会議室2(2階)	60	440	580	690		
大ホール(3階)	210	1,480	1,970	2,360		
保津文化センター						
料理教室(1階)	57	840	1,120	1,340		
老人室(1階)	130	1,480	1,970	2,360		
和室(2階)	20	440	580	690		
会議室A(2階)	70	440	580	690		
会議室B(2階)	50	440	580	690		
会議室全面(2階)	70+50	880	1,160	1,380		
馬路・保津ヶ丘文化センター						
ホール	100m <sup>2</sup> 以上	1,100	1,460	1,750		
会議室	100m <sup>2</sup> 未満	330	440	520		
料理室		770	1,020	1,220		

市外居住者  
3割加算  
営利は使用不可

料理室の光熱水費  
は使用料に含む

冷房(おおむね7月～9月)4割加算  
暖房(おおむね12月～3月)3割加算

市内公共施設 部屋別使用料(参考)

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	時間			冷暖房費	ガス、電気、水道等	その他
		午前 9~12時	午後 1~5時	夜間 6~10時			
市役所	270	1,620	2,700	3,240	冷暖房使用時4割加算		営利10割加算
市民ホール							
総合福祉センター							
コミュニティホール(1階)	225	2,160	3,240	4,320			
身体障害者福祉センター(1階)会議室	31	430	540	640			
中央老人福祉センター(2階)教養娯楽室	45	430	540	640			
中央老人福祉センター(2階)会議室	29	430	540	640			
働く女性の家(3階)和室	35	540	640	750			
働く女性の家(3階)会議室	46	540	640	750			
働く女性の家(3階)講習室	51	1,180	1,400	1,720			
働く女性の家(3階)料理実習室	70	750	860	970			
勤労青少年ホーム(4階)音楽室	46	640	750	860			
勤労青少年ホーム(4階)講習室	61	750	860	1,080			
勤労青少年ホーム(4階)集會室	31	430	540	640			
勤労青少年ホーム(4階)軽運動室	106	750	860	1,080			
龍岡市交流会館(※時間区分:9時~13時、13時~17時)							
エントランスホール	203	1,330	1,330				
教室	72	720	720				
実習室	130	1,020	1,020				
会議室	54	610	610				
イベントホール	302	2,050	2,050				
ガレリアかめおか(※時間単価制。文化センター使用時間数で換算)							
陶芸室・工作室・創作室(@432)	121	1,296	1,728	1,680			
料理実習室(@432)	129	1,260	1,680	1,680			
大広間1~5(@4,968)	242	14,490	19,320	19,320			
特別会議室(@2,160)	54	6,300	8,400	8,400			
会議室(@1,728)	58	5,040	6,720	6,720			
研修室1~4、和室研修室(@432)	52	1,260	1,680	1,680			
クラブ室1~3(@216)	12.5	630	840	840			
企画展示室(@216)	91	630	840	840			
コンベンションホール(@4,320)	1103	12,600	16,800	16,800			
コンベンションホール控室(@216)	40	630	840	840			
響ホール(@1,728)	308	5,040	6,720	6,720			
響ホール控室(@216)	6	630	840	840			
					冷暖房使用料含む		
						特別に使用したガス、電気、水道の使用料は実費徴収	市外居住者3割加算
						冷房(6/20~9/20)4割加算 暖房(12/1~3/31)3割加算	
							営業10割加算 備品使用料別途加算

※使用料は消費税相当額を含む

総務文教常任委員会 提出資料

総 務 部 税 務 課

令和元年6月

## 亀岡市税条例の特例に関する条例について

1) 条例制定の背景		<ul style="list-style-type: none"> <li>本市における京都スタジアムを核とした賑わい、また観光資源を活かした観光振興と雇用機会の創出を図るため、宿泊施設の立地を促進する必要がある</li> <li>京都縦貫道の全線開通による交通利便性の向上を背景に製造業が集積しており、それを生かした新産業の創出や新事業への参入等、製造業の高付加価値化を促進する必要がある</li> </ul>
2) 条例の趣旨・目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>本市内に宿泊施設を誘致し、観光客の本市内での滞在時間の延長や、観光消費の拡大を図ることを目的とし、宿泊施設を新設及び増設する事業者に対して、奨励措置を講じる</li> <li>本市における製造業の成長発展の基盤を整備するため、地域経済を牽引する製造事業者に対し、高い付加価値を生み出す製造施設の新設及び増設に対し奨励措置を講じる</li> <li>地域経済の活性化を目的とした、市税に対する奨励措置を「亀岡市税条例の特例に関する条例」として一元的に整備する</li> </ul>
3) 条例の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例に定める要件を満たし、亀岡市長により指定を受けた事業者に対して、奨励措置として当該施設にかかる固定資産税の課税免除を行う</li> </ul>
4) 奨励措置	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀岡市全域にわたり宿泊施設又は製造施設を立地した事業者のうち、条例に定める要件を満たし、亀岡市長により指定を受けた者</li> </ul>
	内容	<p>①宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開業日の翌年度から1年間を限度として、当該宿泊施設にかかる固定資産税の課税を免除する</li> <li>対象事業者が、京都府から地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ国から同事業の確認を受けた場合は、開業日の翌年度から3年間を限度として、当該施設にかかる固定資産税の課税を免除する</li> </ul> <p>②製造施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者が、京都府から地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ国から同事業の確認を受けた場合は、開業日の翌年度から3年間を限度として、当該施設にかかる固定資産税の課税を免除する</li> </ul>
	財政補填	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府から地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ国から同事業の確認を受けた場合は、固定資産税の課税免除額の75%が地方交付税により減収補填される</li> </ul>
5) 備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>「亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例（平成30年亀岡市条例第36号）」は、廃止する</li> </ul>

# 地域未来投資促進法の制度概要について

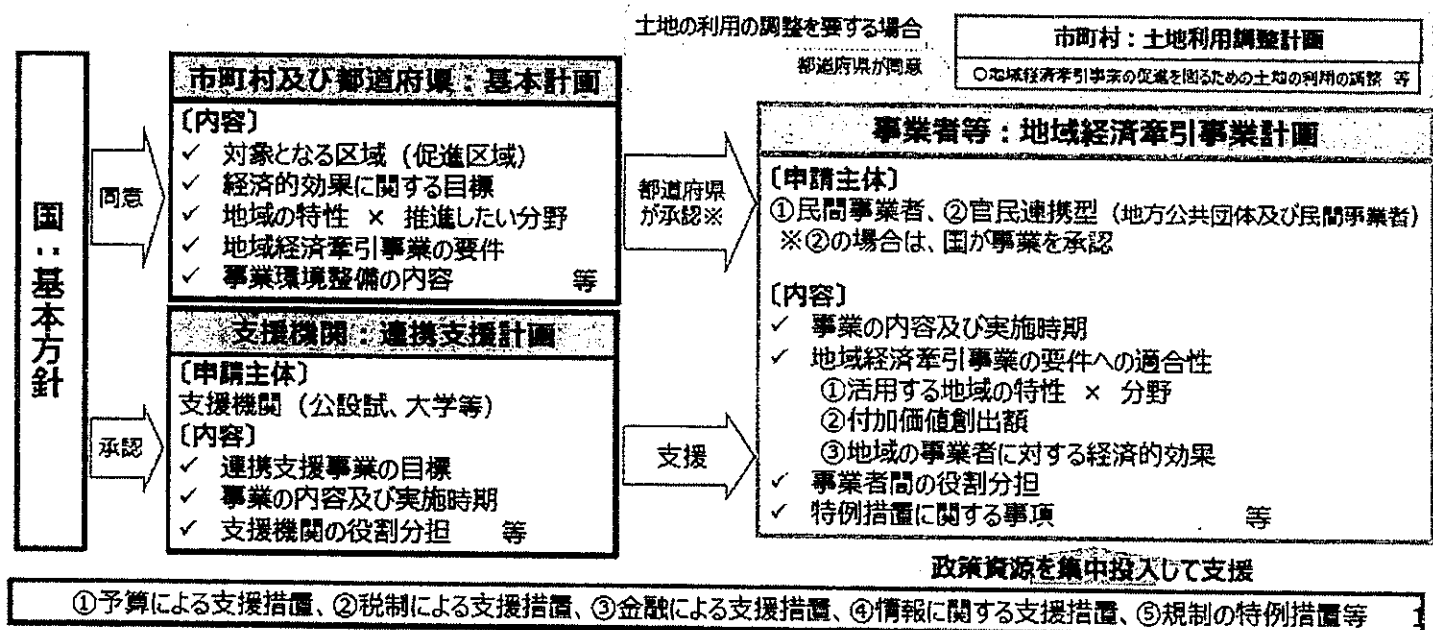
## 名称

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下、地域未来投資促進法という）

## 地域未来投資促進法の概要

「地域未来投資促進法」は、地域が自立的に発展していくため、地域の強みを活かしながら、地域の成長発展の基盤を整備することを目的として、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するための法律。

市町村・都道府県が作成した「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認し、それにより事業者は一定の支援措置を受けることが可能。



## 地域経済牽引事業計画の要点

①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業であること

## 亀岡市における基本計画

### ①京都府亀岡市基本計画（亀岡市）

- ・京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野
- ・亀岡市内三大観光等の観光資源を活用した観光分野

### ②京都府南丹地域基本計画（亀岡市・南丹市・京丹波町）

- ・製造業等の産業の集積を活用した成長性の高いものづくり分野

## 地域経済牽引事業計画の承認による支援措置

- ①金融支援、専門的アドバイス等
- ②特別償却、税額控除等の法人税における課税特例
- ③地方税の減免に伴う補てん措置⇒固定資産税等を課税免除した地方公共団体に減収補てん

※②及び③の支援措置を受けるためには、都道府県知事からの承認に加えて、主務大臣から同事業の確認を受けることが必要



平成31年3月27日 受理(郵送)

平成31年3月25日

議会議長 殿  
議会事務局 御中

〒900-0004  
沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号  
ハピネス新都心Ⅱ302  
「新しい提案」実行委員会  
代表 安里 長 従  
098-951-0250

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちは、名護市辺野古の新基地建設の中止と、普天間基地の代替施設の必要性や移設先を国民的議論により公正で民主的な解決を求める「新しい提案」実行委員会のメンバーです（詳細は「沖縄発 新しい提案 辺野古新基地を止める民主主義の実践」参照・2018年・ボーダーインク）。

沖縄では今年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

そこで、全国1700余りの地方議会に標記のと通りの陳情を致しますので、下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出いたします。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明（意見陳述、補足説明等）の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していることから、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいます様お願い申し上げます。

なお、これまでに東京都小金井及び小平の両市議会において、本陳情と同趣旨の意見書が可決されていることを申し添えます。

敬具

(送付物一覧)

本送付状・意見書採択を求める陳情書・意見書案・参考資料



2019年3月25日

団体名 「新しい提案」実行委員会  
氏名 安里 長従  
住所 沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号  
ハピネス新都心Ⅱ302号  
連絡先 098-951-0250  
外6名（別紙陳情人目録のとおり）

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

（陳情の要旨）

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。  
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

（陳情の趣旨）

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄になお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だといふのであれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。

## 2. 憲法 41 条・憲法 92 条・憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法 95 条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

## 3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は SACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO 設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996 年 12 月の SACO 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO 設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるといふのであれば、沖縄が歴史的に背負われてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

## 4. 民主主義の二つの大原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。そして、最も尊重すべきは固定的少数者であるとされている。

つまり、少数者にも、流動的少数者と固定的少数者があり、前者は、競争の自由が保障されれば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性をもつので一時的に多数決の支配を受けることを甘受することができる。しかし固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、し

たがって多数決によって剥奪できない自由と自治が与えられる必要がある。

各種世論調査では日米安保条約の解消を求める世論は数%にしか過ぎない圧倒的少数派であるが、選挙など次のラウンドで多数になる機会があるという意味では流動的少数者である。一方、47都道府県の1県であり、人口も1%に過ぎない沖縄県は、米軍基地に関する政治状況において固定的少数者である。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という二つの原則からなり、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱なのである。いうまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧への道ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることなしに「沖縄に要らない基地は全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決で決することを求めないという意味で多数決を尊重せず、かつ結果的に沖縄という少数者の権利を害することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が20年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する回答は、政府・与党も、野党も、日本の政治がこの過程から逃げ、踏まなかったということに尽きる。

## 5. 人権侵害及び法の下での平等違反

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下での平等」に反する。

## 6. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

## 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手續きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題だ。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手續きにより決定することを求めるものである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

### 記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手續きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会

(提出先)

- 衆議院議長 ○○○○ 様
- 参議院議長 ○○○○ 様
- 内閣総理大臣 ○○○○ 様
- 内閣官房長官 ○○○○ 様
- 外務大臣 ○○○○ 様
- 防衛大臣 ○○○○ 様
- 国土交通大臣 ○○○○ 様
- 総務大臣 ○○○○ 様
- 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） ○○○○ 様

} 宛て

# 軍事的理由ではなく政治的理由



シュワブ沖以外に候補地を求めることは必ず「本土」の反対勢力が組織的に住民運動を起こす事が予想される。

梶山静六・元官房長官(書簡)

(1998 下河辺淳・元国土庁事務次官に宛てた直筆書簡)



総論賛成・各論反対で、沖縄県の負担を軽減するのはみんな賛成だが、どこに持っていかとなると、みんな反対する。賛成なんてだれもいない。平和と安全の恩恵と、それに見合う負担をどこが負うかだ

小泉純一郎元首相

(2005.11.11 全国知事会議、稲嶺沖縄県知事の意見表明を受けての発言)



西日本のどこかであれば海兵隊は機能するが政治的に許容できるところが沖縄しかない。

森本敏・元防衛大臣

(2012.12.25 閣議後会見)



沖縄の米軍基地は「分散しようと思えば九州でも分散できる、理解してくれる自治体があれば移転できるが、米軍反対とかいうところが多くてできない。」

中谷元・元防衛大臣

(2014.12.24 防衛大臣就任会見)

沖縄基地は中国に距離が近すぎるため、対中国では地理的優位性はなく、むしろ脆弱だ。沖縄の人々の支持が得られないなら、米政府は辺野古移設を再検討すべきだ。

(2015.4.2 琉球新報・インタビュー発言)



ジョセフ・ナイ元国防次官補

日本政府が別のアイデアを持ってくれば、私たちは間違いなく耳を傾ける。

(2015.4.13 時事通信・インタビュー発言)



リチャード・アーミテージ元務副長官



沖縄は中国のミサイル射程内に軍事拠点が集中しており非常に脆弱だ。ピンポイントで沖縄でなくてはならない軍事的合理性はない。

柳沢協二・元内閣官房副長官補

(2015.5.10 産経新聞(討論)『在沖縄米海兵隊は抑止力が否か』における発言)

我々は沖縄とは言っていない。日本政府が別の場所に配置すると決めれば、私たちの政府はそれを受け入れるだろう。

(2015.11.8 琉球新報・インタビュー発言)



ウォルター・モンデル元駐日大使

移転先を決めるのは日本政府。我々の視点から言えば、日本のどこであっても良かった。日本側は沖縄県外の移設にとっても消極的だった。これは政治的・経済的な問題であり、主に日本人や、日本の政府にとっての問題です。

(2017.11.18 NHK・ETV特集「ベリーの告白～元米国防長官・沖縄への旅～」インタビュー発言)



ウィリアム・ベリー元国防長官



日米間の調整が難航したり、移設先となる本土の理解が得られないなど、さまざまな事情で目に見える成果が出なかったのが事実だ

安倍晋三首相(現役)

(2018.2.2 衆議院予算委員会における発言)



イージス・アシュアでミサイル攻撃を防ぐとか、あんな風になると沖縄の辺野古でも普天間でもそういうところに基地がいるのか。いらぬのか。そういう議論をしなくても安保は昔と違ってきている。あんな広い飛行場もいらぬ。

久間章夫元防衛大臣

(2018.2.8 琉球新報・インタビュー発言)



令和元年5月20日受理(作)

2019年5月15日

各地方議会議長 殿

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目8番地

全国青年司法書士協議会

会長 半田久之

電話 03-3359-3513

FAX 03-3359-3527

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2600名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体です(ホームページ <http://www.zenseishi.com/>)。

沖縄では今年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

そこで、全国1700余りの地方議会に標記のとおり陳情を致しますので、下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出いたします。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明(意見陳述)の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していることから、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいます様お願い申し上げます。

なお、これまでに東京都小金井及び小平の両市議会において、本陳情と同趣旨の意見書が可決されていることを申し添えます。

敬具

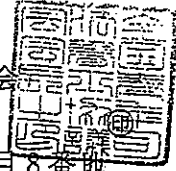
(送付物一覧)

本送付状・意見書採択を求める陳情書・意見書案

京都府  
亀岡市議会議長 殿

2019年5月15日

団体名	全国青年司法書士協議会
氏名	会長 半田 久之
住所	東京都新宿区四谷二丁目8番地
連絡先	電話 03-3359-3513 FAX 03-3359-3527



辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。  
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄になお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だとい



あれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとり公正な手続きを踏んだ解決が求められるべきである。

## 2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法 95 条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

## 3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は SACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO 設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996 年 12 月の SACO 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO 設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

## 4. 人権侵害及び法の下での平等違反

沖縄県は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945 年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952 年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972 年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010 年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する

特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンテール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、沖縄県民の憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下での平等」に反する。

#### 5. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会



亀岡市議会議長 様

令和元年5月15日受理(郵送)

## 非核・平和施策に関する要望書

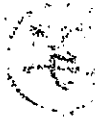
地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年中原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申しあげます。

広島・長崎の被爆から74年を迎えました。2017年7月、広島・長崎の被爆者や市民の声を力に核兵器禁止条約が国連で採択され、「核兵器のない世界」に向けた歴史的一步を踏み出しました。これまでに70か国が調印し23か国が批准しています。いま、世界の3分の2を超える国ぐにや市民社会が核兵器禁止条約を支持し、条約の早期発効へと行動を強めています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

### 【 記 】

1. いま核兵器禁止条約の早期発効をめざして多くの国の政府が努力を強めていますが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強くはたらきかけてください。「核兵器禁止条約の調印・批准を求める」決議・意見書(別紙・例文)を提出してください。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相をひろげることがあらためて重要になっています。原爆(写真)展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
  - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用してください。
  - (2) 住民がおこなう原爆(写真)展に後援・協賛してください。役所(役場)、公民館など公共施設を無償で提供してください。
  - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内してください。
  - (4) 広報等を通じて、住民に原爆(写真)展開催を知らせてください。
3. 2016年4月に被爆者が核兵器の禁止・廃絶を訴えた「ヒバクシャ国際署名」が思想、信条、宗教の違いをこえて世界と日本にひろがっています。日本ではこれまでに約12,000人の自治体首長が賛同され、京都でも京都府知事、京都市長をはじめ12人の首長が署名しています。「平和首長会議」も連携してとりくんでいる「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、住民に協力を訴えてください。



4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言に住民と一緒に取り組んでください。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど海外の自治体に被爆の実相をひろげてください。
7. 近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善をかちとりましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟をおこすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらきかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。

2019年5月13日



2019年原水爆禁止国民平和進行京都実行委員会  
 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内  
 原水爆禁止京都協議会気付 TEL:075-811-3203 FAX:075-811-3213

【自治体意見書・例文】

## 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 70 か国、批准国は 23 か国にひろがっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣  
外務大臣

殿  
殿

〇〇〇市町村長  
(〇〇〇市町村議会)



令和元年5月29日受理(郵送)

令和元年5月22日

各市町村議会 議長殿

陳情者名：一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム  
理事長 仲村 寛  
住所：埼玉県川越市仙波町2丁目17-34  
電話番号：080-5021-8105

## 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める 意見書の採択を求める陳情書

「沖縄県に生まれ育ったすべての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしてきました。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはありません。」

これは、私が昨年6月ジュネーブの国連人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨です。このような当たり前のことを訴えるために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会が「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、その後3回も同様の主旨の勧告が出され、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、更には海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになるからです。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄の人々が日本人であるという学術的に証明したレポートも提出しました。ここまで行えば、5回目の勧告阻止できるかと思っていました。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまいました。つまり、国連の目には、私は「日本政府の同化政策により、アイデンティティを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の差別問題」だと認識されているのです。

一方、沖縄では、先住民族について議会で一度も議論されたこともなく、全くマスコミでは報道されないで、多くの県民はその危険性どころか存在すら気がついていません。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからです。その東京の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターです。

私は、過去4年以上、この危険な国連勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきましたが、残念ながら今の日本の法制度では、「琉球・沖縄の人々は日米両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族」だと嘘をつく権利は保証されていますが、その嘘を止める権利は無いようです。良識ある国民が今動かなければ、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかなのです。

今、沖縄では、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会での勧告撤回の意見書の採択に取り組んでいます。今年3月議会では本部町議会でも採択されました。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではありません。

全国各地地方議会の日本人同胞の皆様、沖縄は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地です。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るため死したわけではありません。また、米軍統治下におかれた沖縄の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、祖国日本への復帰です。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。

私達の祖国日本の永遠の団結と繁栄のために以下陳情申し上げます。

### 記

#### <陳情事項>

1. 日本政府に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択する。

## 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との 勧告の撤回を求める意見書（案）

2008年に国連の自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、日本政府は「日本には先住民族はアイヌ以外存在しない」と否定し続けているが、2014年までに更に3回も同様の主旨の勧告が出された。その後、沖縄県出身者も、ジュネーブの人権理事会や人種差別撤廃委員会に何度も足を運び、勧告の撤回を要請したが、昨年8月に5回目の勧告が出された。

沖縄に生まれた全ての沖縄県人は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしており、自ら先住民族だと認識している人はほぼ皆無である。それにもかかわらず、国連はその後勧告を出し続けている。つまり、国連の目には、自らを日本人だと訴える沖縄県人は、「日本政府の同化政策により、アイデンティティを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということだ。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の人種差別問題」だと認識されているのだ。

これを放置していると、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかである。更には、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、また、海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになってしまう。

このような、危険な勧告は沖縄の人々が国連に働きかけて出されたわけではない。実際、沖縄の地方議会では、先住民族について一度も議論されたこともなく、日本政府に先住民族として認めてくれと要請したこともない。また、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら知らない状況なのだ。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している反差別国際運動や市民外交センターなどのNGOが、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからだ。

そうであるなら、これは、沖縄県だけの問題ではなく、日本国全体の問題だととらえなければならない。

沖縄県は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地であり、わが〇〇（都道府県市区町村）からも出撃している。彼らは決して琉球人という日本が侵略した先住民族の土地を守るため死したのではない。また、米軍統治下におかれた沖縄県の先人が選んだ道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、わが祖国日本への復帰であった。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのだ。私達の祖国日本が永遠に繁栄するためには、このような誤った国連勧告は撤回させ、日本国民の絆を守らなければならない。

よって、〇〇議会は、日本政府及び関係省庁に早急に「沖縄の人々は先住民族」だという国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く求めるとともに、国連が発信した沖縄の人々が先住民族だという誤った認識が、これ以上国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年〇月〇日  
〇〇〇議会



## 国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書

2015年9月14日～10月2日までスイス・ジュネーブで開催された国連人権理事会において、9月22日翁長雄志沖縄県知事の国連演説が行われた。知事の国連演説は、島ぐるみ会議が国連 NGO の「反差別国際運動」と「市民外交センター」と調整をして実現した。この2つの国連 NGO は「沖縄県民は先住民である」と国連に働きかけてきた団体であり、知事の発言枠は「市民外交センター」から譲り受けたものである。このような環境の中での翁長知事の発言は本人の発言内容や意図と関係なく「沖縄県民は先住民である」と誤った認識を世界に発信した。

何故なら 2008 年には既に、市民外交センターのアドバイスを受けた琉球民族独立総合研究学会松島泰勝氏の訴えで、国連から日本政府に対し、沖縄県民は先住民族で日本人ではないという勧告文が出されている。

その内容とは、「32. 委員会は、締約国が正式にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに懸念を持って留意する。

(27 条) 締約国 (日本) は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国はアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである。」というものである。これに対し日本政府は勧告を認めなかったが、国連は 2010 年、2014 年に再度勧告を出している。

しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。

私たち沖縄県民は米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972 年 (昭和 47 年) 5 月 15 日祖国復帰を果たした。そしてその後も他府県の国民と全く同じく日本人としての平和と幸福を享受し続けている。

それにもかかわらず、先住民の権利を主張すると、全国から沖縄県民は日本人ではないマイ

ノリティーとみなされることになり、逆に差別を呼びこむことになる。

私たちは沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで日本人として守り抜いた先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、国連の各委員会には「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回を求めるものである。更に、日本政府、沖縄県の各行政機関は、国連各委員会が「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回をするよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日  
沖縄県豊見城市議会

〈宛先〉

外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という  
認識を改め、勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」が2008年と2014年に、そして、「人種差別撤廃委員会」が、2010年と2014年と2018年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を5回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には古い大和言葉が数多く残っており、日本民族としての一体感は根強い。また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に活発に行われており、権利の保護に関しても、国内法に則り解決されるべきものであり、国連の各委員会からの勧告を受けるものではない。

沖縄県民は、日本国の他都道府県同様に世界最高水準の人権が保護され、質の高い福祉、医療、教育を享受している。そもそも、私たち沖縄県民のほとんどが、先住民族であるという認識を持っておらず、県議会や市町村議会において、一度も国連の各委員会に対し「先住民族申請の議論」を行ったことはありません。よって、先住民族としての認識は不当なものである。

国連の各委員会に「沖縄県民は先住民族である」と働きかけたのは、国連NGOの民間団体である「反差別国際運動」と「市民外交センター」と言われています。その団体名や代表者の名前を殆どの県民は知りません。県民の知らないところで沖縄県民が先住民族にされ、このような勧告が出されているのは甚だしく遺憾である。国連の各委員会は戦後一定の秩序を担ってきたかもしれないが、最近、特にわが日本国に対し紛争の種をまいているとしか思えない。日本民族の分断工作ではないかと危惧するとともに、強い怒りを禁じ得ない。

私たち沖縄県民は、米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年5月15日に祖国復帰を果たした。

そして、その後も他府県の国民と全く同じ日本人として平和と幸福を享受し続けている。私たちは、沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで守るために、散華された先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、内閣総理大臣、沖縄県知事、その他の政府機関に対し、国連各委員会が「沖縄県民は先住民族である」という認識を早急に改め、勧告を撤回するよう働きかけることを強く求める。特に日本政府に対しては、拠出金停止も辞さないという、毅然とした対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日  
沖縄県国頭郡本部町議会

宛先：内閣総理大臣、沖縄県知事、外務大臣、内閣官房長官



令和元年6月3日受理(郵送)

令和元年5月29日

各都道府県・市町村議会 議長 殿

宜野湾市民の安全な生活を守る会  
901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番10号



会長 へんまただお 平安座唯雄

連絡先 090-9077-1887

### 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

私達宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。それは74年間も米軍基地被害を受け続けて来たということである。

終戦当時生まれた宜野湾市民も、はや後期高齢者入り目前となり、その孫たちが宜野湾市民9万7千余人を形成するに至っている。

私達は、訴えたい。いつまで宜野湾市民は普天間飛行場からの基地被害に晒され続けなければならないのか。ひ孫の時代まで、と言うのか。

普天間飛行場の名護市辺野古地域への移設に反対する現沖縄県知事を始めとする人々(以下、移設反対派)には、普天間飛行場の危険性を除去する対案を全く持ち合わせていない。にもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでいる。その行きつく先は、普天間飛行場の固定化にほかならない。日米政府の合意によって、代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO1996年11月)によって決定されているからである。

最近では、普天間飛行場を辺野古に移設しなくとも閉鎖できると、移設反対派は主張し始めた。先の衆議院沖縄三区補欠選挙でも、その「秘策」があると訴えた候補が当選するなど混乱が起きている。

しかし重ねて述べるが、知事も含め、彼らに何の具体策もありはしない。普天間の代替施設は国が探すべきであって、県の仕事ではないなどと知事は主張する始末である。また「秘策」なるものも、未だに具体的な説明はまったくない。日本国内の世論を動かして、日米両政府に移設なき閉鎖を実現するとの空想論が語られるだけに過ぎない。そのプロセスに何年を要するつもりなのか、まったく不明である。

そこでは宜野湾市民の一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を実現して欲しいとの切なる希望は、顧みられていない。2004年夏に発生した普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に普天間飛行場所属のヘリが墜落炎上した事故が、何時再び起こるかもしれない可能性を抱たままである。

普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は、辺野古移設しかない。移設工事はすでに第一区画の埋め立てが完了する段階であり、軟弱地盤の問題も、多少の工期延長は

あれ、普天間飛行場の移設に向けて事態が進展することに変わりはない。宜野湾市民にとって重要なことは、移設の目途が立つ、ということである。何時まで普天間飛行場と付き合いなければならないかが明確であれば、将来への展望が開ける。何時、移設が実現するのかわからないという、過去には、決して戻りたくない。

移設に反対する人々は、普天間飛行場の辺野古移設は「基地の沖縄県内でのたらい回しとなり、よくない」などと主張する。しかし、実際はそうではない。現宜野湾市のど真ん中にある普天間基地と、海岸沿いに統合する既存のキャンプ・ジュワープ基地とどちらが安全か、自明の理である。しかも基地の面積は約三分の一に縮小されることには触れない。

何よりも、基地受け入れ先の名護市辺野古三地区（辺野古・豊原・久志）は、移設に条件付きで容認している。基地受け入れの代わりに、地元の振興策を国に依頼した。そしてその条件は国が同意するところとなり、埋め立て事業は進行中である。

既存のキャンプ・ジュワープが辺野古に設置される際の経緯は、交渉の途中には米軍のゴリ押しもあったが、交渉後半からは辺野古住民代表が誘致を決定、地元の振興策を基地建設計画に盛り込んだ。この点、翁長雄志前沖縄県知事が、「沖縄県のすべての米軍基地は、一方的に押し付けられたものである」と強弁したため、誤解を招いている。詳しくは「辺野古区誌」を見ればわかる。辺野古区民の賢明な判断でキャンプ・ジュワープに設置されたのが事実である。

私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、2016年10月、当時の翁長雄志前知事が、辺野古の埋め立て承認の取り消し訴訟を国に対して提起した際、このままでは普天間飛行場の辺野古移設が頓挫し普天間飛行場が固定化するかもしれないとの強い危機感を持ち、翁長知事の取り消しが無効であることの確認訴訟を、市民112名の訴訟団（団長・平安座唯雄）を結成して行った。

そして、宜野湾市民を対象にした翁長知事提訴への支持署名活動を行った結果、2万筆余の賛同を得ることが出来た。宜野湾市民9万人余、4万世帯中の2万人の署名は、静かだが、大きな普天間移設への宜野湾市民の声を拾い上げることができたと思っている。

私達の訴訟は、沖縄県対国の訴訟が最高裁において国の勝訴に終わったため、取り下げることにしたものの、宜野湾市民の普天間飛行場の辺野古移設への熱い思いを感じる事が出来たし、市民の現状と声を識る機会になった

また平成25年8月には、県民有志で結成された「基地統合縮小実現県民の会」が普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための辺野古移設と経済振興を求める署名活動を行ったところ、わずか3ヶ月間で7万3491名の署名が集まった。この事に関し、地元メディアは報じていない。

宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、ひとえに米軍普天間飛行場を辺野古地区に移設するしかない。ついては、国等関係機関に対し、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書、を提出するようご配慮願いたい。

\*参考として、別紙「意見書(案)」を添付いたします。

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書（案）

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、すでに限界に達している。一日も早い、宜野湾市民の普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が日本政府によって進められているが、私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、この方法こそ、普天間飛行場の日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が2016年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3ヶ月間の短期間で7万3491名集まったことに現れている。

普天間飛行場の日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワープへの移設・統合が必要である。

よって000議会は下記のことを強く要請する

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦勞を一日も早く解消すること
- 2 その具体的方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

0000000議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣

国土交通大臣

総務大臣内閣府特命担当大臣

視察レポート

(5月8日～10日)

◇山口県周南市

公共施設再配置の取組みについて

◇山口県防府市

定住促進事業について

◇山口県岩国市

防災減災の取組みについて

周南市では、公共施設の老朽化が問題となる中、策定された公共施設再配置計画の内容を、マンガを活用してわかりやすく周知されています。また、住民参加による地域別計画の策定や、施設の自主点検などに取り組みれていました。

防府市では、全国的に人口減少が進行する中、人口減少の歯止めとなるよう、県や関係機関、企業と連携し、移住希望者に向けてきめ細かに情報発信をさ

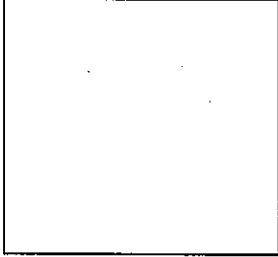
れていました。さらに住宅、就業、移住後のつながりなど、充実した支援事業に取り組みれていました。

岩国市では、地球温暖化の進展により自然災害が深刻化する中、防災情報の収集・伝達手段を充実させ、避難勧告を避難行動につなげる取組みを行われていました。

今後、本市の現状を踏まえ、当委員会で議論を深め、更なる施策充実につなげていきたいと考えています。

総務文教常任委員会委員長

福井 英昭



## 行政のみえる化

### 現 状

亀岡市も、全国の多くの市町村同様に、人口減少、少子高齢化の波は避けることができない。

そんな中、公共施設や学校施設、また道路等のインフラ維持についても、今後、市民サービスを損なわないで、あるいは損なうとしてもそれを補える形を創り上げて行かなければ、持続可能な亀岡市とならない。

行政が取り組んでいる一例として、亀岡市公共施設マネジメント計画があるが、実際には耐震化が問題になった亀岡会館や中央公民館、厚生会館を除却したことのみでとどまっている。

### 方 向 性

そこで、当委員会では「行政のみえる化」に取り組むことをテーマとする。

行政の適正化（あるいはコンパクト化）は、今後の亀岡市のまちづくりには欠かせない考え方であるが、現実には行政が計画を立てただけでは成功できない。

そこで広く市民に、現在の亀岡市の状況、また未来の予測、そのようなものをお知らせすることで、実情をご理解いただくことが必要で、この上に立って議論をすることを促していかなければならない。

### 目 標

委員会ではテーマに沿って、調査、研究はもちろん、時として参考人招致も行い、また市民との懇談会を行いつつ、最終的には、亀岡市に提言、あるいは条例提案を目指すものとする。

#### 意見の中で出てきた単語

公共施設の再配置・身の丈に合った公共施設・学校教育施設・公共施設の適正化  
道路等のインフラ維持・市民サービスを低下させない・持続可能

防災・避難

財源不足・財政状況・財政の適正化・コンパクト化

人口減少・少子高齢化

市民参加・市民の声・リサーチ・若い人の参加

マンガ・ビデオ・デジタル・アナログ